

毎年恒例の…



事務所報も3年目に突入しています。過去2年を振り返ると、3月はいずれも確定申告のことを書いていました。

今年も確定申告により、心とお財布に深い傷を負いました。

今年は事務所と新居の引っ越しを控えており、公私ともにバタバタするはずなので、できるだけ平穏に確定申告を乗り切りたかったのですが、やっぱり駄目でした。帳簿とにらめっこしても売上げや経費が変わるわけもなく、いたずらに時間を費やしてしまいました。確定申告というのは最終的に税金を支払う覚悟ができた段階で申告に行くものだと思っています。ということは今年も覚悟ができるまでに時間がかかってしまったということです。予定納税や消費税の中間申告が怖い。

裁判所への書面の提出（刑事編）

昨年12月に民事編を書いたにもかかわらず、刑事編を忘れていました。

刑事事件の場合には、証拠は事前に提出できません。事前に提出すると、実際に裁判を行う前に裁判官に余計な情報を与えてしまってよくないというのが理由です。

ですが、どのような証拠を提出するかは事前に裁判所の書記官に連絡しますし、検察官に対しては事前に証拠を開示することになっています。

取扱い事件のこと

久しぶりに仮差押えの事件を受任しました。

訴訟をやっている間に財産を処分されてしまうと、せっかく勝訴判決を得ても金銭的な満足が得られないことがあります。そこで、相手の財産を仮に差し押さえて自由な処分を禁止し、裁判が終わってからゆっくりその財産について強制執行を行う方法を採用場合があります。

この手続は、緊急事態な場合がほとんどですので、事件を受任するとその翌日くらいには申立ての準備が完了していないといけません。当然、残業になります。もちろん今回も残業しました。必死に申立書の資料作りをしていたところ、夜8時すぎに依頼者より「先生まだですか」と電話がきたときには、なんてせっかちなお客さんなんだと思いましたが、それと同時に、この電話までに作成が完了していなかった自分もまだまだだと反省しました。

肝心の事件の方は、無事に和解が成立し、事なきを得ています。

眞鍋・大関法律事務所

弁護士 大関 太郎

〒301-0032 茨城県龍ケ崎市佐貫1-15-3 藤田ビル

TEL 0297-85-3535 FAX 0297-85-3536

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太郎

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

茨城県弁護士会へ登録換え

平成23年 眞鍋・大関法律事務所 開設